

外国人ダイビング指導員に対する 日本の潜水士免許の付与について

2019年12月12日

厚生労働省労働基準局安全衛生部

急増するインバウンド需要への対応 《ダイビングインストラクターの就労促進》

- 観光ダイビングを目的とした**インバウンド需要**が拡大する一方、沖縄をはじめ、全国のダイビングスポットで母国語対応できる外国人インストラクターが不足。
- 外国人インストラクターも日本の潜水土免許が必須であり、潜水に係る外国の資格を保有する外国人インストラクターが**潜水土免許を取得しやすくなるよう申請プロセスの明確化**を年内に実施。

現状



日本で
ダイビングインストラクターを業
とする場合、
潜水土免許が必要

課題

外国人も
潜水土免許の取得が必要

潜水土免許試験に
合格する以外に、

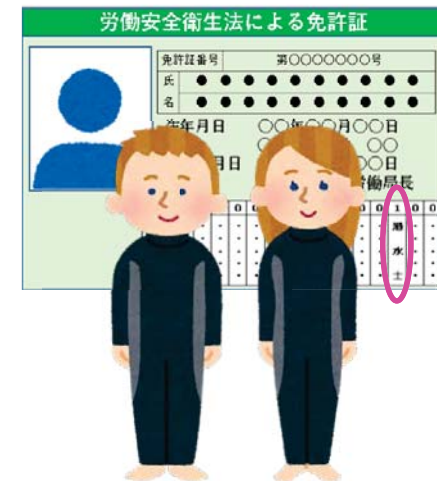
潜水に係る海外の資格を有してい
る場合、条件によっては取得可能

- 申請プロセスが分かりにくい
- 取得可能か予見できない



✓ 外国人の取得は困難

改善案



潜水土免許に相当する海外の
資格を有する等、一定の要件
を満たせば日本の潜水土免許
を取得できる申請プロセスを明
確化

労働安全衛生法に基づく潜水土制度の概要(1)

1 規制の理由

労働安全衛生法令は、労働者の安全と健康を守るために遵守すべき最低基準をその危険性に応じて定めており、潜水(※)の業務は、適切な作業方法や災害防止対策を行わないと窒息や減圧症等の高気圧障害の危険が大きく、重篤な労働災害に至るおそれが高いため、高気圧作業安全衛生規則の内容等、一定の知識を有した者のみが業務を行うことができることとする必要があることから、潜水土免許を要することとしている。

※ 潜水器を用い、かつ、空気圧縮機、手押しポンプによる送気やボンベからの給気を受けて行うもの

2 潜水土免許制度の概要

(1) 免許を受けることができる者

- ① 潜水土免許試験に合格した者
- ② 厚生労働大臣が定める者※

※平成30年新設

(2) 潜水土免許試験

受験資格	なし
試験科目 (学科試験のみ)	○潜水業務： 潜水業務に関する基礎知識等 ○送気、潜降及び浮上： 潜水業務に必要な送気の方法等 ○高気圧障害： 高気圧障害の病理等 ○関係法令： 労働安全衛生法、同施行令、同規則中の関係条項、高気圧作業安全衛生規則

労働安全衛生法に基づく潜潜水士制度の概要(2)

(3) 厚生労働大臣が定める者

潜潜水士免許を与えるための要件としては、①外国において潜潜水士免許を受けた者に相当する資格を有していること、②潜潜水士免許を受けた者と同等以上の能力を有すると認められること^(※1)及び③潜水業務の安全及び衛生上支障がないと認められること^(※2)としている。

※1 「同等以上の能力を有すると認められる」かについて
外国において相当資格を取得するために必要な学科に係る要件を確認（日本の免許付与条件と同等以上か）

※2 「安全及び衛生上支障がないと認められる」かについて
個別の作業現場において、海外ダイバーが通常使用する言語を理解する者と共同で作業を行うことにより、作業員間の意思疎通を図るための手段が確立しているか、緊急時の連絡体制が整備されているかなどについて確認

これらの確認のため、外国人ダイビング指導員を使用して潜水業務を行おうとする事業者が、**業務計画書**を所轄都道府県労働局長に提出する。⇒確認の上、**有効期間**を定めた免許を交付

海外ダイバー資格の例

オーストラリアダイバー認証機構
(ADAS) のPart 3
英国安全衛生庁 (HSE) のPart 1

取得に要求される能力要素（学科）は、日本の我が国の潜潜水士免許試験の試験科目・範囲を、**関係法令を除いて**包含している。

潜水業務に係る我が国の労働安全衛生関係法令について、**別途追加して教育**する。

日本語を解さない外国人ダイビング指導員に、**有効期間**を定めた免許を交付

試験によらない潜水士免許の取得について

1 潜水士免許取得の流れ

- ① 外国において取得した潜水業務の資格と潜水士免許試験科目との対比
- ② 外国資格の発行機関への有効性の照会
- ③ 日本の関係法令に関する教育の実施
- ④ 事業者による業務計画書の作成
- ⑤ 免許申請書の提出
- ⑥ 所轄労働局長による審査



潜水士免許の付与

2 外国資格による潜水士免許の交付状況

	2018	2019
交付件数	18	1
外国資格	HSE/Closed Bell ADAS Part4 等	HSE/SCUBA

注) 2018年度試験による合格者数は、5,830人

外国人ダイバーを雇用する事業者のためのマニュアル

3 潜水士免許申請のマニュアル

外国人ダイバーを雇用しようとする事業者向けのマニュアルの概要

- (1) はじめに
- (2) 潜水士免許を申請できる人
- (3) 潜水士免許を受けるための要件
 - 外国において取得した資格を取得する過程で、「潜水業務」、「送気、潜降及び浮上」、「高気圧障害」のすべてを習得
 - 事業者が実施する関係法令に係る教育を修了
 - 事業者が作成した業務計画書：潜水業務の安全・衛生上支障がないこと。
- (4) 申請に必要な書類の一覧と留意事項
 - ① 免許申請書、② 外国資格証、③ 関係法令教育、④ 業務計画書 ほか

4 マニュアルの取扱い

- 都道府県労働局あて、関係事業者への周知を指示(すべての都道府県で共通)
- 厚生労働省WEBにマニュアルを掲載するとともに、申請に必要な書類や記載例を入手できるよう配慮